

平成27年第3回臨時会

# 天栄村議会会議録

平成27年5月25日 開会

平成27年5月25日 閉会

天栄村議会

## 平成 27 年第 3 回天栄村議会臨時会会議録目次

### 第 1 号 (5月25日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
村長議会招集挨拶	4
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
閉会の宣告	24

第 3 回 臨 時 村 議 会

( 第 1 号 )

## 平成27年第3回天栄村議会臨時会

### 議事日程（第1号）

平成27年5月25日（月曜日）午後2時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 村長議会招集挨拶  
日程第 4 議案第1号 専決処分の報告及び承認について  
日程第 5 議案第2号 専決処分の報告及び承認について  
日程第 6 議案第3号 専決処分の報告及び承認について  
日程第 7 議案第4号 工事請負契約の一部変更について
- 

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（10名）

1番	大須賀	溪 仁 君	2番	服 部	晃 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	廣 瀬	和 吉 君
5番	揚 妻	一 男 君	6番	渡 部	勉 君
7番	熊 田	喜 八 君	8番	須 藤	政 孝 君
9番	後 藤	修 君	10番	小 山	克 彦 君

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	森	茂 君
参 事 兼 総務課長	伊 藤	栄 一 君	税務課長	森	廣 志 君
住 民 福 祉 課 長	揚 妻	浩 之 君			

---

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 蕪 木 利 弘 書記 星 千 尋  
事務局長

書記 吉 田 真 由 美

---

### ◎開会の宣告

○議長（小山克彦君） 皆さん、こんにちは。本日は公私ともにご多忙のところ、平成27年第3回天栄村議会臨時会にご参集をいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、平成27年第3回天栄村議会臨時会は成立いたしました。

これより平成27年第3回天栄村議会臨時会を開会いたします。

（午後 2時00分）

---

### ◎議事日程の報告

○議長（小山克彦君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本臨時会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（小山克彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

4番 廣 瀬 和 吉 君

5番 揚 妻 一 男 君

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（小山克彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長、服部晃君からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、服部晃君。

〔議会運営委員長 服部 晃君登壇〕

○議会運営委員長（服部 晃君） 本臨時会についての会期の報告を申し上げます。

本日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、平成27年第3回天栄村議会臨時会の会期について審議をいたしました結果、今臨時会の会期は本日1日限りと決定を見ましたので、議長よりお諮り願います。

議会運営委員会委員長、服部晃。

○議長（小山克彦君） お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、服部晃君からの報告がありましたとおり、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

---

### ◎村長議会招集挨拶

○議長（小山克彦君） 日程第3、ここで村長より平成27年第3回天栄村議会臨時会招集の挨拶発言の申し入れがあります。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 皆さん、こんにちは。

本日、ここに平成27年第3回臨時会を招集いたしましたところ、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日は4議案をご提案いたしましてご審議をいただくものでありますが、その大要をご説明申し上げます。

議案第1号、議案第2号並びに議案第3号の専決処分の報告及び承認についてであります。地方税法及び介護保険法施行令の改正に伴い、天栄村税条例等の一部を改正する条例、天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例並びに天栄村介護保険条例の一部を改正する条例を専決処分したため、報告及び承認を求めるものであります。

議案第4号 工事請負契約の一部変更についてであります。天栄村役場周辺防災機能強化工事につきまして、当該契約の一部を変更するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上4議案を提案いたしますので、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

平成27年5月25日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（小山克彦君） これで村長の挨拶を終わります。

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第4、議案第1号 専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） こんにちは。では、1 ページをごらんください。

議案第1号 専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

平成27年5月25日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

専決第1号 天栄村税条例等の一部を改正する条例について。

専決第1号 天栄村税条例等の一部を改正する条例について。天栄村税条例（昭和30年天栄村税条例第19号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日、天栄村長、添田勝幸。

天栄村税条例等の一部を改正する条例。

天栄村税条例等の一部改正。

第1条、天栄村税条例（昭和30年天栄村条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「又は名称」を「（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））（法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称）」に改め、同条第4号中「又は名称」を「（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号）」に改める。

第18条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第23条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改め、第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第31条第2項の表第1号ホ中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

4項、資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2

項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第33条第2項中「算定する。」の下に「ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。」を加える。

第36条の2第9項中「寮等の所在」の下に「、法人番号」を加える。

第36条の3の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第48条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に、「本項」を「この項」に改める。

第50条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第51条第2項第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

1号、納税義務者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号。

第57条及び第59条中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

第63条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第63条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第71条第1項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第74条第1項第1号及び第74条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第82条第2号イ中「3,000円」を「3,600円」に改め、同号ロ中「2,000円」を「2,400円」に改める。

第89条第2項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。）又は法人番号（個人番

号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第90条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改める。

第139条の3第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第149条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

附則第4条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第9条の前に見出しとして「（個人の村民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）」を付し、同条を次のように改める。

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2項、前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、

当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3項、申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4項、申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2、当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第10条の2を次のように改める。

第10条の2、削除。

附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第11条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第12条（見出しを含む。）及び第13条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第16条を次のように改める。

軽自動車の税率の特例。

第16条、法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第82条第2号イ。3,900円、1,000円。6,900円、1,800円。1万800円、2,700円。3,800円、1,000円。5,000円、1,300円。

2項、法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第82条第2号イ。3,900円、2,000円。6,900円、3,500円。1万800円、5,400円。3,800円、1,900円。5,000円、2,500円。

3項、法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第82条第2号イ。3,900円、3,000円。6,900円、5,200円。1万800円、8,100円。3,800円、2,900円。5,000円、3,800円。

附則第22条第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第3項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）」に改める。

天栄村税条例の一部を改正する条例の一部改正。

第2条、天栄村税条例の一部を改正する条例（平成26年天栄村条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中天栄村税条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、

同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第82条第2号イ。3,900円、4,600円。6,900円、8,200円。1万800円、1万2,900円。3,800円、4,500円。5,000円、6,000円。

附則第1条第3号中「第82条の改正規定」を「第82条第2号イの改正規定（「3,000円及び3,600円」に係る部分を除く。）」に、「附則第4条」を「附則第4条第1項」に改め、同条第4号中「第52条第1項及び」の下に「第82条第1号の改正規定、同条第2号イの改正規定（「3,000円及び3,600円」に係る部分に限る。）並びに同条第3号の改正規定並びに」を加え、「附則第5条」を「附則第4条第2項、第5条」に改める。

附則第4条中「第82条」を「第82条第2号イ（「3,000円及び3,600円」に係る部分を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2項 新条例第82条第1号、第2号イ（「3,000円及び3,600円」に係る部分に限る。）及び同号ロ並びに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則第6条の表中「附則第16条」を「附則第16条第1項」に改める。

附則。施行期日。

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号 第2条中天栄村税条例の一部を改正する条例附則第1条第3号及び第4号並びに第4条の改正規定。

公布の日。

2号、第1条中天栄村税条例第33条第2項及び第36条の3の3第4項の改正規定並びに附則第3条第2項の規定。平成28年1月1日。

3号、第1条中天栄村税条例第18条、第23条第2項及び第3項の改正規定並びに附則第4条第1項、附則第2条第7項の規定。平成28年4月1日。

4号、第1条中天栄村税条例第2条第3号及び第4号、第36条の2第9項、第51条第2項各号、第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号、第74条の2第1項第1号、第89条第2項第2号、第90条第2項第1号、第139条の3第2項第1号並びに第149条第1号の改正規定並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに第22条第1項第1号及び第3項第1号の改正規定並びに附則第3条第3項及び第8項、第4条第2項、第5条第1項、第7条及び第8条の規定。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日。

村民税に関する経過措置。

第2条、別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の天栄村税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の村民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成26年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

2項、新条例第33条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成27年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

3項、新条例第51条第2項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

4項、新条例附則第9条の規定は、村民税の所得割の納税業務者が施行日以後に支出する新条例附則第9条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

5項、新条例附則第9条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の村民税について適用する。

6項、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の村民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。

7項、新条例第23条第2項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。

8項、新条例第36条の2第9項の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第36条の2第9項の規定による申告について適用し、同日前に行われるこの条例による改正前の天栄村税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第9項の規定に

よる申告については、なお従前の例による。

固定資産税に関する経過措置。

第3条、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2項、新条例第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号並びに第74条の2第1項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに第22条第1項第1号及び第3項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書、新条例第71条第2項に規定する申請書又は新条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項及び第22条第1項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書、旧条例第71条第2項に規定する申請書又は旧条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項及び第22条第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

軽自動車税に関する経過措置。

第4条、新条例第89条第2項第2号及び第90条第2項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

2項、新条例附則第16条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

3項、新条例第82条第2号イ及びロの規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

特別土地保有税に関する経過措置。

第5条、新条例第139条の3第2項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第139条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

入湯税に関する経過措置。

第6条、新条例第149条の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第149条の規定による報告について適用し、同日前に行われた旧条例第149条の規定による報告については、なお従前の例による。

それでは、改正の内容についてご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則平成27年4月1日から施行されることになったことに伴い、天栄村税条例の一部改正を平成27年3月31日に専決処分を受けたものであります。

今回の改正は、第1条と第2条に分けた改正となっております。

まず、第1条の改正のほうからご説明申し上げます。

お手元にお配りいたしました議案第1号説明資料の新旧対照条文の1ページから順に改正部分についてご説明申し上げます。

まず、第2条につきましては、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の改正に伴う所要の措置であります。

第18条につきましては、文言の整備でございます。

第23条第2項、第3項及び第31条第2項並びに第4項と、第33条第2項の追加条文の改正は、地方税法の改正に伴う改正であります。

36条の3の3第4項、第48条第6項、第50条第3項の改正は、法改正に伴う所要の措置でございます。

第51条第2項の追加条文は、番号法改正に伴う措置であり、第57条及び第59条の改正は、法改正に伴い、条文のずれにあわせた所要の措置であります。

第63条の2第1項及び第63条の3第1項、第2項の改正は、番号法改正に伴う改正であります。

第71条第1項の改正は文言の修正であり、同条の第2項及び第74条第1項並びに第74条の2第1項の改正は、番号法の改正に伴う改正であります。

第82条の改正は軽自動車税の改正であります。後ほど23ページからの別表によりご説明申し上げます。

第89条第2項及び第90条第2項は、番号法改正による改正であります。

第139条の3第1項の改正は文言の修正、同条の第2項及び第149条の改正は、同じく番号法改正に伴う改正であります。

次に、附則の部分でございますが、附則第4条第1項の改正は、法改正により条文のずれに伴う所要の措置でございます。

附則第7条の3の2第1項の改正は、個人住民税における住宅ローン減税の拡充等の措置について、対象期間が延長されたことによる改正であります。

附則第9条及び附則第9条の2の条文の追加は、法改正に合わせて新設する条文でありまして、ふるさと納税の申告特例についての規定した条文でございます。

附則第10条の2は、わがまち特例について割合を規定したものでありますが、当村には該当施設がないため削除するものであります。

附則第10条の3第1項から第9項の改正は、番号制度改正に伴う所要の措置であります。

附則第11条、11条の2、12条、附則13条及び附則第15条の改正は、地方税法の改正に伴いまして固定資産税の特例措置がそれぞれ3年間延長されたために、改正されたものであります。

附則第16条の改正は、法規定の趣旨にあわせて、一定の環境性能を有する四輪車について、その燃費性能に応じたグリーン化特例の規定を条文化するものでありまして、先ほどの条例第82条の改正とあわせまして、後ほど別表においてご説明申し上げます。

附則第22条第1項及び第3項の改正は、番号制度法改正に伴う改正となります。

次に、19ページからになります。第2条分の改正であります。第2条の改正規定につきましては、昨年の4月の臨時議会におきまして専決処分の承認をいただきました天栄村税条例の一部を改正する条例（平成26年天栄村条例第16号）の改正でありまして、地方税法が改正されたことに伴いましてのまた改正となります。

平成26年天栄村税条例16号の天栄村税条例の一部を改正する条例、附則第1条で、平成27年度分以後の年度分の軽自動車税について適用することとされていた原付自転車及び二輪車に係る税率について、適用開始時期が1年間延長されたことに伴いましての措置となります。

なお、今申し上げました1条と2条の軽自動車の部分につきまして、改めて説明いたしますので、23ページをごらんください。

まず、23ページであります。昨年の臨時議会で皆さんに承認いただきました、いわゆる二輪車の軽自動車税の税率が、本来でしたら今年度から値上がりになる予定だったのですが、本国会におきまして1年間延長というふうになりました。につきまして、26年度の税制改正により、27年度からの課税分が税率の引き上げを予定されておりましたが、27年度の改正によりまして実施期間が延長されました。

ちょっと見え消して斜線を引いておいたんですが、例えば原付バイク、今1,000円なんです。本来ですと今年度から2,000円ということで、固定資産税の納付書が発布される予定だったんですが、これが1年間延長ということで、今年度につきましては軽自動車税は従来どおりの金額で発布させていただきました。その分、来年度からごらんのとおりの値上げというふうになってまいります。

次、24ページをごらんください。

すみません、23ページは真ん中の第2号のイ、村税条例の82条の部分なんです。第2号のイというところの三輪、四輪車の部分だけ、次表によるというふうに右がなっていると思うんですが、この部分を抜粋いたしました。それが24ページになります。

24ページの上の2番の重課というふうになっているんですが、これは昨年もちょっとご説明申し上げたんですが、要は来年度から、最初の新規登録から13年を経過した三輪車及び四輪車につきましては、軽自動車税が上がるというふうな形になっておりまして、その表が左側の25ページでございます。

ちょうどこれ、上から5種類あるんですけども、一般的なのは真ん中の四輪の乗用・自家用車というのがございます。普通の一般的な軽自動車の乗用車になりますけれども、今までですと7,200円になります。7,200円です。これが13年を経過している車ですと、来年から1万2,900円に値上げということで重課、税金はちょっと重くなります。

あと、真ん中にあります1万800円というのは、平成27年4月1日以後に登録された車については1万800円というふうになってきます。だから、一般の軽自動車ですと、今までは7,200円、13年を経過した14年目からは1万2,900円、あとことしの4月1日以後に新規登録した車は1万800円というふうに、3種類になってきます。

下の段の3番の軽課なんですけど、これが新たに今回改正された条文でございまして、平成27年度税制改正により、28年度課税適用期間中、つまりことしの4月1日から来年の3月31日までに新規登録した車に限り、28年度分のみ1年間だけなんですけど、グリーン化特例ということで軽課措置がございまして。

この軽課措置につきましても3種類ございまして、見ていただくとA、B、Cというふうに書いていたんですが、下の方にそのA、B、Cのそれぞれの説明は入れておきました。ただ、この詳しい内容につきましてはちょっと私も詳しくわからないんですが、Aについては電気自動車、天然ガス軽自動車等でこういうふうになっていると。Bにつきましては、平成17年度排ガス基準規制を75%低減を達成しており、かつ32年度の燃費基準を20%達成しているというふうな、いろんな基準がありまして、一応このA、B、Cに該当すれば、今年度買った軽自動車については、来年1年だけは安い軽自動車税がかかるというふうになっております。

この軽課につきましては、それぞれ車検証の備考欄に記載されているというふうになっておりまして、村のほうには軽自動車税協会のほうから軽自動車の申告書が届きます。それにこの辺の軽課の適用の、何に適用されるとか、適用外とかということで印字されたのが届くというふうなことになっております。

簡単でございまして、軽自動車税については以上で説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第5、議案第2号 専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） 議案第2号 専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

平成27年5月25日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

専決第2号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

専決第2号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。天栄村国民健康保険税条例（昭和38年天栄村条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日、天栄村長、添田勝幸。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

天栄村国民健康保険税条例（昭和38年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

第23条中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第2号中「24万5,000円」を「26万円」に改め、同条第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

附則。施行期日。

第1条、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

適用区分。

第2条、改正後の天栄村国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正。

第3条、天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年天栄村条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第1条の次に次の1項を加える。

2項、附則第16項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）

平成28年1月1日。

改正の内容についてご説明申し上げます。

今回の改正は、先ほどの議案第1号と同じでありまして、地方税法等の一部改正が平成27年3月31日に公布され、27年4月1日から施行されることになったことに伴い、天栄村国民健康保険税条例の一部改正を平成27年3月31日に専決処分を受けたものであります。

お手元の資料、26ページをごらんください。

新旧対照条分によりご説明申し上げます。

まず、第2条の改正につきましては、地方税法施行令の改正に伴う改正で、課税限度額の引き上げとなります。

第2項につきましては基礎課税額、医療分の限度額が51万円から52万円に、第3項につきましては後期高齢者支援金等の課税額、支援金分の限度額が16万円から17万円に、第4項につきましては介護納付金の課税額、介護分の限度額が14万円から16万円に引き上げられました。

23条の第1項の条文は、課税限度額の引き上げの改正であり、第2号及び第3号の改正は、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の改正となります。

附則第3条の改正は、平成25年天栄村条例第20号で改正した附則第16項の改正規定の施行期日を、28年1月1日施行とする改正であります。

なお、課税限度額の引き上げと軽減判定所得の見直しについては、昨年度の改正に引き続

き2年連続の改正となりました。

わかりやすくするために、同資料を28ページに明記いたしましたので、28ページをごらんください。

国民健康保険税につきましてはご存じのとおり、上の1番のほうなんです。課税限度額がございます。国民健康保険税は3つから成り立っておりまして、医療分、あと支援金分、介護分ということで、一応今までの推移を挙げてみたんですが、平成20年度ですと医療分については47万円、後期高齢者支援金分については12万円、介護納付金分については9万円で、最高課税しても68万円という限度額が頭打ちになっていたんですが、今年度は、27年度につきましては、医療分につきましては昨年から比べますと1万円値上がりの52万円、支援金分については同じく1万円値上げの17万円、介護分につきましては2万円引き上げの16万円ということで、昨年度から比べますとトータルで4万円引き上げの85万円まで限度額を上げると。

限度額が引き上がったところはちょっと薄く黒く塗ってあるんですが、23年度に3種類が引き上げられて、24年度、25年度は据え置きだったんですが、昨年度、今年度と上限が少しずつ上がってきているというのが現状でございます。

次に、真ん中の下の2番目の、軽減の算定判定の方式なんです。25年度分までと、あと昨年26年度に改正したのが真ん中、あと今回の改正、下が27年度の改正ということで、国民健康保険税につきましては、所得が少ない世帯に対しまして、それぞれ7割、5割、2割の減額措置がございます。その所得の判定額が若干ではございますが、幅が広がったというふうな形になります。

7割につきましては変わりなくて、国保世帯の所得、国保に入っている全ての合計の所得ということになりますけれども、33万円以下ですと7割減額になります。5割の軽減につきましては、去年までは33万円掛ける被保険者掛ける24万5,000円ということで、仮に1人で国保に入っているとすれば、去年ですと57万5,000円以下だったら5割減額の該当だったのが、ことしからは59万円以下が5割限度額というふうになってきます。あと2割減額につきましては、33万プラス被保険者掛ける45万円ということになりますので、同じくやっぱり1人で国保に入っているとすれば、昨年だと合計78万円以下だと2割減額だったんですが、ことしは80万円以下でもその該当になってくるということで、若干ではございますが、軽減の、所得の少ない人の措置の幅が広がったというふうになっております。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第6、議案第3号 専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 議案第3号 専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

平成27年5月25日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

専決第3号 天栄村介護保険条例の一部を改正する条例について。

専決第3号 天栄村介護保険条例の一部を改正する条例について。天栄村介護保険条例（平成12年天栄村条例第10号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成27年4月10日、天栄村長、添田勝幸。

天栄村介護保険条例の一部を改正する条例。

天栄村介護保険条例（平成12年天栄村条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

第2項、前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万7,000

円とする。

附則。施行期日。

第1条、この条例は、公布の日から施行する。

適用区分。

第2条、改正後の天栄村介護保険条例第3条第2項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、適用しない。

提案理由をご説明申し上げます。

村介護保険料の基準となる企業保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が本年4月10日に公布、施行されたことに伴い、同日、天栄村介護保険条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めたものであります。

改正内容でございますが、説明資料の29ページをお願いいたします。

新旧対照表の下段に記載のとおり、条例第3条第1項第1号に規定している介護保険法施行令第38条第1項第1号に掲げる者の、平成27年度から平成29年度までの各年度における介護保険料は年額3万円としており、これは政令の規定どおり保険料基準額を50%軽減した額であります。

このたび消費税増収分を財源とする低所得者の保険料軽減強化の第1弾として、施行令第38条第1項第1号に掲げる者の軽減率を5%加算し55%とする政令改正がなされたため、本村においても政令どおり55%を軽減し、年額2万7,000円とする減額賦課規定を追加するものであります。

以上であります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第7、議案第4号 工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第4号 工事請負契約の一部変更について。

平成26年9月9日議会の議決を受けた天栄村役場周辺防災機能強化工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

平成27年5月25日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

第3号、契約金額中「1億3,932万円、うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額1,032万円」を「1億3,840万9,560円、うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額1,025万2,560円」に改める。

お手元にお配りしております説明資料によりご説明申し上げます。

30ページをお開き願います。

工事請負の仮契約書でございます。この中で、第2条で工事請負金額の額が91万440円を新たに減額する。うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額が6万7,440円ということで、5月18日付で有限会社おおき建設工業との間において仮契約を結んだところでございます。

次の31ページをお開き願います。

変更請負額の調書です。まず、当初設計額に対する当初請負額、次、変更設計額に対する変更請負額といったところで、今回一定の計算式により工事価格においては84万3,000円の減額、それぞれ工事費においては91万440円の減額といったことになったところでございます。

次に、32ページをお開き願います。

細かな字で大変恐縮でございます。この図面の上のほうが役場、庁舎になります。また文化の森になります。左下のほうが信号機の場所でございます。この中で、今回施行した場所の中で赤く着色してるんですが、焼杉水車といったことで当初設計の中に入っていた部分が今回変更となったといったのが一番大きな理由でございます。

提案理由のご説明を申し上げます。

この工事につきましては、昨年8月に入札を行い、9月議会の契約締結の議決をいただい

て、今月末の完成を目指し最終段階を迎えていたというところでございます。このたび、工事費の最終的な額が確定したため、変更契約の議会の議決を求めるものでございます。

変更の主な内容といたしましては、この景観施設整備工の中で、焼杉を素材とした水車の設置というのを当初設計の中に計上しておりまして計画しておりましたが、全体的な景観の調和、あるいは水車本体の耐久性等々を考慮して、水車の設置をなくして現在のような形にしたことよったこと、そのほかそれぞれの工事の中で、事業量、事業費を精査した結果、当初の契約額より下がったところでございます。

ご審議の上、ご議決賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） この水車を付ける予定が付けなかったわけだ。その理由はどういう理由なんですか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

今の水車が今回の変更の一番大きな理由なんです。当初設計の中で水車というようなことで計画しておったんですが、いろいろ業者との話し合いとか説明を受けている中で、まず一番大きいのは、焼杉でやった場合に杉の耐久性がおおむね2年ないし3年程度しかもたないと、またその時期が来れば新しいものに交換しなくてはならない、あるいは常に水が回っている状態では、なおさら耐久性が弱くなって、もっと寿命が短いといった話を受けて、やはりあそこは何か常に水を回しているような状況の中でやっていきたいということで、あれで全体的な洋風な芝生といったことから、全体的に水車については見送って、今のような岩に基づいたような、滝のような形に変更していったことになったところでございます。

○議長（小山克彦君） 8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） そうすると、水車を流すということは設計屋が言ったわけかい。こちらからそういうことにしたほうがいいと言ったもんだか。

あと1つ、あの看板が、天栄村役場と書いてある、何かこちらから見ると感じが悪いんだよね、色面が。ぱっとしないんだよね。我々がこう聞いてみると皆がそう言うんだで。何だかあの角から見ると信号でとまっておかしいと。字がはっきりしないと。そういえばそうかなと思う感じなんだけど。

それと、この地下水槽が、前もちょっと俺話したことがあるかわからないけれども、この面積のあれでは、だから3日間もつ、何リッターということにそれ1軒一人あたりとったわけだろうけども、それで十分間に合うんだろうけれども、この面積からいって図面見たって

わかるとおり、俺はもう1個ここに入るかと思っていた。できてからこう言うとしようがないけれども、それはやっぱり人口とか何かから補助事業で1つで間に合うと言われたんじゃないかとかと思うんだけど、本来ならば、もう1個入る敷地は十分、4つも入るような敷地はあるんだから、これはもったいないんだよね。金にかかることだろうけれども。何も減額なんて、約1,000万もしなくたって、いろいろな角度からいけば何とかならなかったのかなと、今になってこう思うんだけど。

原案のはいいんだから、間違いなくその3日間の一人人口あたりだから、あるんですか、これあの量は。小さいやつ、入ってるんだけど。その辺、良くはつきり、1人何リッターで幾らと。増えるということも、減るということばかり頭さ置かないで、増えるということも考えないといけないからね、これはやっていくのに。その点はどうか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

まず、最初のご質問でございます。水車については最初、業者の設計の中で焼杉による水車がいいだろうというようなことでご提案を受けて、そこで最初の設計の中に取り組んだところでございます。その後、施行業者を交えて、設計業者も交えていろいろ話をしていった中で、今私が先ほど申し上げましたように、耐久性についてそういった不安があるといったことから総合的に、焼杉じゃなくてそういったのを、長持ちするような構造物にしたほうがいいんじゃないのかといったことから、変更となったところでございます。

それから、2つ目の看板の場所でございますが、あの設置については私も施行日、現地でその場所については業者等の指示を行ったところでございますが、いかんせん設置する場所と、その角に電柱があるために、常松製材所側からの信号待ちの運転席から見ていた場合に、あの角度が一番ベストだといったところから、あの角度にしたところでございまして、現場を見ていただくとわかるんですが、余りもう微調整ができないような、現場のほうも下に構造物があって余り大きな変更ができないものですから、もう微調整、微調整の中であそこが最も角度的にベターだといったことからあのような形になったところでございます。

○8番（須藤政孝君） その色だ。

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 色につきましては、当初から我々としてはああいった設計の中でやっておったものですから、今、議員おただしの色について、そのような話があるというのはちょっと私も初めて聞いたものですから、色については現在まで特段、それについてはそういった認識はなかったものでございます。

それから、3点目の貯水槽の容量なんですけど、何度かこの場でも私ご説明しましたように、60トン、60立米の中で村民の方々が約3日間というようなご説明を申し上げてきました。一応これは防災上、これは国というんですか、1人1日3リットルの飲み水が確保できれば、

何とかそういった生命については大丈夫だといったことから、3リットルということで、今、仮に6,000人村民だとすれば、三かける六で、18トン、18立米、3日といえば単純に3倍すれば54立米ですか、ですから60立米であれば3日間で、なおかつ若干まだ余裕があるのかなといったところから、あのくらいの大きさといったところであつたわけで、それからある程度これは既製品なものですから、60トンの次はもう90トンというようなことで、全然またスケールが違ってくるもので、はなからこの事業費の中ではもう60トンを選択せざるを得なかったといったところでございます。

○議長（小山克彦君） 8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） その屋久杉というのは、移動禁止というか売買はできるのかい。俺はこういうことを聞いたことがあるんだ、今から前に。材料が向こうから出さないんだと。

〔発言する声あり〕

○8番（須藤政孝君） 屋久杉だべ。

○議長（小山克彦君） 須藤議員、屋久杉じゃなくて焼杉です。

○8番（須藤政孝君） ああ、焼杉。屋久杉は持ってこられないわけだと思って……。

それならいいです。わかりました。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり決することに決定いたしました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（小山克彦君） お諮りいたします。

平成27年5月25日招集の平成27年第3回天栄村議会臨時会の会議に付せられた議件は、全

て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これにて平成27年第3回天栄村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時08分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年 7月16日

議 長 小 山 克 彦

署 名 議 員 廣 瀬 和 吉

署 名 議 員 揚 妻 一 男

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
議案1号	専決処分の報告及び承認について	5月25日	原案承認
2号	専決処分の報告及び承認について	5月25日	原案承認
3号	専決処分の報告及び承認について	5月25日	原案承認
4号	工事請負契約の一部変更について	5月25日	原案可決